

地方自治法施行令等の一部を改正する政令案の概要

1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、指定公金事務取扱者及び公金事務の委託に関し必要な事項を定める等所要の規定の整備を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）等の改正を行うもの。

2. 改正の概要

（1）地方自治法施行令の一部改正

改正法の施行に伴い、①に係る規定を新設するとともに、地方自治法施行令第158条、第158条の2及び第165条の3を削り、②から⑤までに係る規定の整備を行うこととする。

① 改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「新地方自治法」という。）第243条の2第1項、第5項及び第6項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- i 新地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務（iiにおいて「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- ii その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

② 新地方自治法第243条の2の4第1項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる普通地方公共団体の歳入のうち、同法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると普通地方公共団体の長が認めるものとする。

- i 使用料
- ii 手数料
- iii 賃貸料
- iv 物品売払代金
- v 寄附金
- vi 貸付金の元利償還金

vii i 及び ii に掲げる歳入に係る延滞金並びに iii から vi までに掲げる歳入に係る遅延損害金

- ③ 指定公金事務取扱者（歳入の徴収又は歳入等（地方自治法第 231 条の 2 の 2 に規定する歳入等をいう。以下③において同じ。）の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収した歳入又はその収納した歳入等を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならないこととする。
- ④ 新地方自治法第 243 条の 2 の 6 第 1 項に規定する政令で定めるものは、地方自治法施行令第 161 条第 1 項第 1 号から第 15 号までに掲げる経費、貸付金及び同条第 2 項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）とする。
- ⑤ 地方自治法施行令第 159 条の規定は、新地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により歳出の支出に関する事務を委託した場合の精算残金を返納させるときについて準用することとする。

（2）地方公営企業法施行令の一部改正

改正法の施行に伴い、地方公営企業法施行令第 21 条の 11 を削り、①及び②に係る規定の整備を行うこととする。

- ① 改正法による改正後の地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。②において「新地方公営企業法」という。）第 33 条の 2 において読み替えて準用する新地方自治法第 243 条の 2 の 6 第 1 項に規定する政令で定めるものは、地方公営企業法施行令第 21 条の 5 第 1 項第 1 号から第 14 号までに掲げる経費、貸付金及び同条第 2 項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）とする。
- ② （1）①、③及び⑤に係る地方自治法施行令の規定は、新地方公営企業法第 33 条の 2 において新地方自治法第 243 条の 2 から第 243 条の 2 の 6 までの規定を準用する場合について準用することとする。

（3）地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

改正法の施行に伴い、以下に係る規定の整備を行うこととする。

- ・ 新地方自治法において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261

号) 第22の2第1項第1号に掲げる職員について勤勉手当を支給できることとされたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行令における当該職員に係る「期末手当等」の範囲に勤勉手当を追加することとする。

(4) 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正

改正法の施行に伴い、以下に係る規定の整備を行うこととする。

- ・ (1) ①から⑤までに係る地方自治法施行令の規定は、合併特例区の財務について準用することとする。

※上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条文

- ・ 地方自治法第243条、第243条の2、第243条の2の4及び第243条の2の6（地方公営企業法第33条の2において読み替えて準用する場合を含む。）
- ・ 地方公営企業法第35条
- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第6号
- ・ 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第57条

4. 施行期日（予定）

公布：1月上旬

施行：令和6年4月1日

5. 経過措置

(1) 地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置

普通地方公共団体の長は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、本政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本政令による改正前の地方自治法施行令（(3)において「旧地方自治法施行令」という。）第158条第1項、第158条の2第1項又は第165条の3第1項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下(1)において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（新地方自治法第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができることとする。

(2) 地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置

地方公営企業法第7条に規定する管理者は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において本政令による改正前

の地方公営企業法施行令第21条の11第1項の規定により現に公金の支出に関する事務を行わせている者（新地方公営企業法第33条の2において準用する新地方自治法第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該公金の支出に関する事務を行わせることができることとする。

(3) 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置

市町村の合併の特例に関する法律第26条第1項に規定する合併特例区の長は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において本政令による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令第50条第1項において準用する旧地方自治法施行令第158条第1項、第158条の2第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分を除く。）又は第165条の3第1項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下（3）において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（改正法附則第17条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第47条において準用する新地方自治法第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができることとする。